

## 食品衛生トピックス 《2013/08/22》

### ○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

平成25年8月21日付けの輸入食品安全対策室長から検疫所長に宛てた通知によると、輸入時のモニタリング検査において、パラグアイ産ごまの種子からカルバリルが検出したことから、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令が実施されることとなりました。

#### 《 カルバリルについて 》

1. カーバメート系殺虫剤・成長促進剤
2. 許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重1kg 当たり 0.0075mg/日です。
3. 体重 60kg の人が 0.06ppm のカルバリルが残留したごまの種子を毎日 7.5kg 摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。
4. カルバリルは、ごまの種子には 0.01ppm の基準値が適用されますが、例えば、アスパラガスには 15ppm、ケールには 10ppm、レモンには 7 ppm の基準値が設定されています。

#### 《 パラグアイ産ごまの種子のカルバリルに係る違反の内容 》

1. 品 名:ごまの種子  
輸入者:〇〇 株式会社  
輸出者:AGROLAND S.A.

届出数量及び重量:3,120 バッグ、155.80 トン

検査結果:カルバリル 0.06ppm 検出 (基準値:0.01ppm)

届出先:名古屋検疫所

日本への到着年月日:平成 24 年 11 月 5 日

違反確定日:平成 24 年 12 月 20 日

貨物の措置状況:全量積み戻し済み

2. 品名:ごまの種子

輸入者:〇〇〇 株式会社

輸出者:S.A. ARASY ORGANICA

届出数量及び重量:2,080 バッグ、103.62 トン

検査結果:カルバリル 0.06ppm 検出(基準値:0.01ppm)

届出先:名古屋検疫所

日本への到着年月日:平成 25 年 7 月 30 日

違反確定日:平成 25 年 8 月 20 日

貨物の措置状況:全量保管中

3. 品名:ごまの種子

輸入者:〇〇〇 株式会社

輸出者:DULSAN ORGANICA SRL

届出数量及び重量:2,080 バッグ、103.85 トン

検査結果:カルバリル 0.03ppm 検出(基準値:0.01ppm)

届出先:横浜検疫所

日本への到着年月日:平成 25 年 7 月 26 日

違反確定日:平成 25 年 8 月 20 日

貨物の措置状況:全量保管中